

活動と資料

小児看護学実習に携わる実習指導者の権利擁護の認識とプレパレーションに関する現状



植野 ルミ¹⁾, 古株ひろみ²⁾, 流郷 千幸³⁾, 川端 智子²⁾, 平田 美紀³⁾
鈴木 美佐³⁾, 玉川あゆみ²⁾, 村井 博子³⁾, 北澤美沙子⁴⁾

¹⁾ 甲賀看護専門学校

²⁾ 滋賀県立大学人間看護学部

³⁾ 聖泉大学看護学部

⁴⁾ 滋賀県堅田看護専門学校

要旨 子どもが主体的に治療や療養に臨むことを支援するプレパレーションが小児看護では重要視されている。しかし、看護基礎教育において、講義や演習でプレパレーションの必要性を学んでも、実習でプレパレーションを実施した学生は少なく現状での課題であることが先行研究で示されている。今回、実習指導者の子どもの権利擁護の認識とプレパレーションに対する学生指導の現状を明らかにすることを目的に、小児看護学実習に携わった経験のある実習指導者71名を対象に、子どもの権利擁護実践能力尺度を用いた無記名自記式質問紙調査を行った。回収は34名(回収率47.9%)であった。結果、実習指導者は子どもの権利擁護の認識が高く、プレパレーションの実践も行っていた。また、実習指導の中で意図的にプレパレーションを実践し、教育に取り入れていた。実習指導経験が長い指導者は、子どもの権利を擁護していない医療スタッフとの調整力が高いものの、実習指導経験が短い指導者は調整が難しいことが明らかとなった。子どもの権利が擁護されない場面があった場合にはカンファレンスなどで学生に子どもの権利について考える機会が必要である。

キーワード 小児看護学実習実習, 指導者, プレパレーション, 子どもの権利擁護, 実践, 教育

I. 緒言

日本では1994年に児童の権利に関する条約に批准し以降、小児看護において子どもの権利を尊重するケアが広まってきている。日本看護協会や日本小児看護学会からも、子どものケアをする際に必要な看護行為(日本看護協会, 1999)や倫理的課題に関する指針(日本小児看護学会, 2010)が提示されてきた。小児看護では、常に子どもの最善の利益を考えた支援が求められ、とくに子どもが主体的に治療や療養に臨むことを支援するプレパレーションという取り組みが重要視されている。看護基礎教育では平成20年にカリキュラムが改正され、小児看護学において、プレパレーションに関する教育が行われるようになった。現在では、講義・演習・実習などさまざまな授業形態でプレパレーションを取り入れた教育が実施されている。浜口、渡部、三木(2018)によると、プレパレーションに関する教育を行うことで、学生は小児看護の重要な要素である発達段階などの成長発達の視

点や、子どもにとっての重要他者の存在について学んでいると述べている。しかし、プレパレーションに関する効果的な教育方法については、明らかになっていないの

Awareness of clinical instructors regarding advocating for children's rights in pediatric nursing training

Rumi Ueno¹⁾, Hiromi Kokabu²⁾, Chiyuki Ryugo³⁾, Tomoko Kawabata²⁾, Miki Hirata³⁾, Misa Suzuki³⁾, Ayumi Tamagawa²⁾, Hiroko Murai³⁾, Misako Kitazawa⁴⁾

¹⁾ Kōka School of Nursing

²⁾ School of Human Nursing, The University of Shiga Prefecture

³⁾ School of Nursing, Seisen University

⁴⁾ Katata Nursing College

2021年9月30日受付, 2022年1月17日受理

連絡先: 古株ひろみ

滋賀県立大学人間看護学部

住 所: 彦根市八坂町 2500

T E L : 0749-28-8673

F A X : 0749-28-9541

e-mail : kokabu@nurse.usp.ac.jp

が現状である。大森, 岩瀬, 友田 (2017) は, 講義・演習・実習が一連の学習になっていない現状やプレパレーションに対する臨床の理解や協力が十分に得られていないことが課題となっていると述べている。また, 講義や演習でプレパレーションの必要性について学んでいても, 実習でプレパレーションを実施した学生は約 30% という報告もある (二宮, 2015)。このような現状ではプレパレーションの知識・技術・態度の統合をはかりつつ, 実践へ適用する能力を育成することは難しいといえる。そのため, 教員と実習指導者の連携はプレパレーションに関する教育を充実させていくために重要であると考えられる。しかし, 実習指導者のプレパレーションに対する指導の現状について検討された研究は少ない (吉田ら, 2014)。そこで, 実習指導者と教員とのプレパレーションに関する教育の協働への示唆を得るために, 実習指導者の子どもの権利擁護の認識とプレパレーションに対する学生指導の現状を明らかにすることが必要であると考えた。

II. 目的

実習指導者の子どもの権利擁護の認識とプレパレーションの実施と教育に関する現状を明らかにする。

III. 方法

1. 調査対象者

A 県内の小児看護学実習に携わる実習指導者 71 名

2. 調査期間

令和 2 年 9 月～令和 3 年 1 月

3. 調査方法

A 県内の小児看護学実習を受け入れている病院 13 施設の施設長に研究の対象となる実習指導者への無記名自記式質問紙の配布を依頼した。質問紙への回答は無記名とし, 回答後は厳封のうえ, 各自返送することとした。

4. 調査項目

1) 属性

性別, 年齢, 看護師経験年数, 小児看護経験年数, 実習指導者経験年数, 小児看護実習指導者経験年数。

2) 子どもの権利擁護実践能力尺度

高橋, 瀧田 (2019) が開発した「子どもに携わる看護師の子どもの権利擁護実践能力尺度」を用いた。この尺度は, 看護師自身が子どもの権利擁護の実践に対し, 客観的に実践能力を測定することができるものである。尺度は, 第 1 因子「子どもと家族を理解し支援する力」(8 項目), 第 2 因子「子どもの権利を擁護していない医療スタッフと調整する力」(5 項目), 第 3 因子「子どもへ

の説明と意思を確認する力」(6 項目) の計 19 項目の 3 因子で構成されている。それぞれの項目は「非常に当てはまる」「当てはまる」「どちらともいえない」「当てはまらない」「全く当てはまらない」の 5 件法で回答を求めた。尺度の使用については, 開発者に研究計画の概要を説明し了解を得た。

3) プレパレーションの実践と教育の現状

小児看護実践でのプレパレーションの必要性の認識, プレパレーションの実践状況, プレパレーション教育の必要性の認識, 実習指導での意図的なプレパレーションの実践状況の 4 項目を「非常に当てはまる」「当てはまる」「当てはまらない」「全く当てはまらない」の 4 件法で回答を求めた。プレパレーションの実践の具体例, 実習指導で気を付けていることについては自由記載により回答を求めた。

5. 分析方法

属性およびプレパレーションの実践と教育の現状については, 記述統計を行った。実習指導者経験年数および小児看護実習指導者経験年数の違いによる子どもの権利擁護実践能力尺度の得点は t 検定を用いて比較した。今回の分析は, ドレファスの「熟達の 5 段階モデル」(ベナー, 井部, 2005) を臨床指導者に応用した。ドレファスの「熟達の 5 段階のモデル」によると, 人は「初心者」「新人」「一人前」「中堅」「達人」の 5 つの段階を経てスキルを獲得する。松尾 (2011) は, 「プレイヤー」から「ミドル・マネジャー」「シニア・マネジャー」と組織の階段を上がる際には, まったく別の世界が広がっていくと述べている。実習指導者としての役割付与や異動は初心者からのスタートと考えた。実習指導者経験年数と小児看護実習指導者経験年数の平均経験年数からモデルに当てはめると, 実習指導者としての経験では達人に達しているが, 小児看護実習指導者としての経験では中堅である集団であった。そのため, 実習指導者経験年数は, 5 年 (中堅) 以下と 6 年 (達人) 以上に 2 群に分けた。また, 小児看護学実習指導者経験年数においては, 3 年 (一人前) 以下と 4 年 (中堅) 以上の 2 群に分けた。分析には, 統計分析ソフト SPSS for Windows ver.20 を用いて実施し, 有意水準は 5% 未満とした。

6. 倫理的配慮

本研究は公立大学法人滋賀県立大学における人を対象とした研究倫理審査委員会 (承認番号 753 号), A 県看護学校協議会倫理審査 (承認番号 2 号) の承認を得た後に実施した。研究対象者の所属する施設長へは, 文書および口頭にて研究の趣旨, 倫理的配慮について説明を行った。研究対象者へは, 文書にて, 自由意思での参加や不参加による不利益のないこと, データの厳重な保管や処理について説明を行った。質問紙内に研究参加同意を確認する項目を設け同意を得ること, 個別の返送を

もって、同意が得られたものとした。

IV. 結果

1. 対象者の概要

対象者 71 名, 回答者 34 名 (回収率 47.9%) であった。性別は, 女性 26 名 (76.5%), 男性 8 名 (23.5%), 年齢は平均 42.6 歳 (SD ± 5.03) であり, 看護師経験年数は平均 19.1 年 (SD ± 5.14) であった。小児看護師経験年数は平均 9.0 年 (SD ± 6.40) であり, 中央値は 8 年であった。実習指導者経験年数は平均 6.4 年 (SD ± 4.73) であり中央値は 6 年, 小児看護実習指導者経験年数は平均 3.9 年 (SD ± 2.42) であり, 中央値は 4 年であった (表 1)。

2. 子どもの権利擁護実践能力尺度と実習経験年数との比較

対象者全体での子どもの権利擁護実践能力尺度の平均得点は, 第 1 因子「子どもと家族を理解し支援する力」は 34.44 点 (40 点満点), 第 2 因子「子どもの権利を擁護していない医療スタッフと調整する力」は 18.26 点 (25 点満点), 第 3 因子「子どもへの説明と意思を確認する力」は 23.12 点 (30 点満点), 尺度全体は 75.82 点 (95 点満点) であった。子どもの権利擁護実践能力尺度の尺度全体の平均得点を, 実習指導者経験年数および小児看護実習指導者経験年数での 2 群間の比較をしたところ, 実習指導者経験年数の第 2 因子「子どもの権利を擁護していない医療スタッフと調整する力」の平均得点のみ 6 年以上で高く有意差がみられた ($p = 0.007$)。さらに, 子どもの権利擁護実践能力尺度の下位項目の平均得点を実習指導者経験年数での 2 群間の比較をしたところ, 第 1 因子の項目 8「子どもの成長発達を促している」($p = 0.034$), 第 2 因子の項目 9「子どもの立場になって医療行為を行っていない医師に対して, 意見交換して調整している」(p

$= 0.003$) について 6 年以上が有意に高かった。小児看護実習指導者経験年数での 2 群間比較では, 第 1 因子の項目 8「子どもの成長発達を促している」($p = 0.034$) が 4 年以上で高く有意差がみられた。他の項目と実習者経験年数および小児看護実習指導者経験年数との比較に有意差はなかった (表 2)。

3. プレパレーションの実践と教育

小児看護実践でのプレパレーションの必要性について「非常に当てはまる」「当てはまる」と回答した人は 33 名 (97.1%), プレパレーションの実践について「非常に当てはまる」「当てはまる」と回答した人は 26 名 (76.5%) であった。同様に, プレパレーション教育の必要性については, 「非常に当てはまる」「当てはまる」と回答した人は 33 名 (97.1%), 実習指導での意図的なプレパレーションの実践については「非常に当てはまる」「当てはまる」は, 24 名 (70.6%) であった。プレパレーションの実践の具体例については, 70 件あり, 採血 14 件, 手術 13 件が多かった。

V. 考察

1. 子どもの権利擁護実践能力尺度と実習経験年数との比較

研究対象者 34 名全体では, 子どもの権利擁護実践尺度の各因子の平均点は高く, 尺度全体の合計得点の平均得点も高かったことから実習指導者は子どもの権利擁護を実践する能力が高いことが明らかになった。今回の対象者は, 看護師経験年数, 小児看護経験年数ともに長い看護師が多く, 達人レベルに相当する看護師の集団であったため, 得点が高かったと考えられる。次に経験年数での比較では, 実習指導経験年数が 6 年目以上の実習指導者は, 第 2 因子「子どもの権利を擁護していない医療スタッフと調整する力」の合計得点が有意に高かった。また, 項目別でみると, 「子どもの成長発達を促す」「子どもの立場になって医療行為を行っていない医師に対して, 意見交換して調整をする」が有意に高かった。ドレファスモデルにおいて, 達人である実習指導者たちは, 対象者へのケア能力が高いだけでなく, 多職種協働における中心的役割を担うことができる人材である。達人は, 状況を直感的に把握し適切な行動に結びつけることができる (Benner, 井部, 2005)。だからこそ, 子どもの権利が擁護されない状況において, 医師に働きかけることができる。子どもの権利擁護を実践する看護師は, 医師や先輩看護師との関係を子どもの立場になって考え, 他職種と調整していることが明らかにされており, 先行研究 (高橋, 2016) と一致する結果となった。しかし, 処置場面において, 医師の都合を優先させるため

表 1 対象者の属性

	項目	N	M ± SD	%
性別	女性	26		76.5
	男性	8		23.5
年齢	(歳)		42.53 ± 5.03	
看護師経験年数	(年)		19.09 ± 5.14	
小児看護経験年数	(年)		9 ± 6.40	
	(中央値)	8		
実習指導者経験年数	(年)		6.41 ± 4.73	
	(中央値)	6		
小児看護実習指導者経験年数	(年)		3.88 ± 2.42	
	(中央値)	4		

N=34 M=平均値; SD=標準偏差

表2 子どもの権利擁護実践能力尺度と実習経験年数との比較

項目	実習指導者経験年数					小児看護実習指導者経験年数				
	経験年数 2層	N	M	SD	<i>p</i>	経験年数 2層	N	M	SD	<i>p</i>
第1因子 (4項目) 「子どもの家族を適切に支援する力」										
①自分の体調や感情を整え、家族に関わっている。	5年以下	18	4.17	0.51	0.135	3年以下	18	4.22	0.55	0.404
	6年以上	16	4.44	0.51		4年以上	16	4.38	0.50	
②自分の体調や感情を整え子どもに関わっている。	5年以下	18	4.17	0.51	0.135	3年以下	18	4.28	0.58	0.850
	6年以上	16	4.44	0.51		4年以上	16	4.31	0.48	
③子どもの言動・サインを理解しようとしている。	5年以下	18	4.28	0.46	0.346	3年以下	18	4.33	0.49	0.807
	6年以上	16	4.44	0.51		4年以上	16	4.38	0.50	
④家族の話や聴く機会を持つように努めている。	5年以下	18	4.11	0.58	0.446	3年以下	18	4.11	0.58	0.446
	6年以上	16	4.25	0.45		4年以上	16	4.25	0.45	
⑤子どもの安全について予測して配慮している。	5年以下	18	4.50	0.51	0.143	3年以下	18	4.5	0.51	0.143
	6年以上	16	4.75	0.45		4年以上	16	4.75	0.45	
⑥家族が子どもの状況に応じて適切な関わりができるよう支援している。	5年以下	18	4.00	0.59	0.180	3年以下	18	4.00	0.59	0.180
	6年以上	16	4.25	0.45		4年以上	16	4.25	0.45	
⑦子どもの不安や苦痛を最小限にしようと努めている。	5年以下	18	4.56	0.51	0.692	3年以下	18	4.56	0.51	0.692
	6年以上	16	4.63	0.50		4年以上	16	4.63	0.50	
⑧子どもの成長発達をうながしている。	5年以下	18	3.83	0.51	0.034*	3年以下	18	3.83	0.51	0.034*
	6年以上	16	4.19	0.40		4年以上	16	4.19	0.40	
第1因子合計得点			33.61	2.85	0.059	33.83			3.11	0.188
			35.38	2.39		35.13			2.19	
第2因子 (9項目) 「子どもの権利を擁護していない医療スタッフと調整する力」										
⑨子どもの立場になって医療行為を行っていない医師に対し、意見交換して調整している。	5年以下	18	3.22	0.65	0.003*	3年以下	18	3.28	0.67	0.891
	6年以上	16	3.88	0.50		4年以上	16	3.31	0.79	
⑩倫理的な問題場面があった際、子どもの権利について倫理原則や知識を使って他職種間で検討している。	5年以下	18	3.11	0.76	0.117	3年以下	18	3.61	0.85	0.178
	6年以上	16	3.50	0.63		4年以上	16	3.94	0.44	
⑪子どもの立場になってケアを行っていない看護師に対し、意見交換をして調整している。	5年以下	18	3.56	0.86	0.063	3年以下	18	3.67	0.77	0.101
	6年以上	16	4.00	0.37		4年以上	16	4.06	0.57	
⑫倫理的な問題場面があった際、子どもの権利について倫理原則や知識を使って看護師間で検討している。	5年以下	18	3.67	0.77	0.101	3年以下	18	3.72	0.75	0.390
	6年以上	16	4.06	0.57		4年以上	16	3.94	0.68	
⑬医療スタッフに子どもの頑張る力を引き出すかわかり方を指導している。	5年以下	18	3.67	0.77	0.180	3年以下	18	4.17	0.51	0.659
	6年以上	16	4.00	0.63		4年以上	16	4.25	0.58	
第2因子合計得点			17.22	2.71	0.007*	17.72			2.82	0.181
			19.44	1.71		18.88			2.06	
第3因子 (10項目) 「子どもへの説明と意思を確認する力」										
⑭子どもの話を聴く機会を持つように努めている。	5年以下	18	4.22	0.55	0.854	3年以下	18	4.28	0.67	0.638
	6年以上	16	4.19	0.54		4年以上	16	4.38	0.50	
⑮子どもの意思に沿ったケアでない時、子どもの理解できる言葉や方法でケアの必要性を説明している。	5年以下	18	4.22	0.65	0.294	3年以下	18	4.28	0.58	0.798
	6年以上	16	4.44	0.51		4年以上	16	4.19	1.28	
⑯ケアの際に、子どもの理解できる言葉や方法で説明し、本人の意思を確認している。	5年以下	18	4.33	0.59	0.534	3年以下	18	4.28	0.58	0.176
	6年以上	16	4.13	1.26		4年以上	16	4.06	0.25	
⑰看護師間で子どもの意思を共有している。	5年以下	18	4.22	0.55	0.545	3年以下	18	3.72	0.83	0.556
	6年以上	16	4.13	0.34		4年以上	16	3.56	0.73	
⑱他職種間で子どもの意思を共有している。	5年以下	18	3.50	0.86	0.246	3年以下	18	2.78	1.00	0.111
	6年以上	16	3.81	0.66		4年以上	16	2.25	0.86	
⑲医療行為やケアの際に、本人の意思を確認しないことがある。	5年以下	18	3.56	0.86	0.592	3年以下	18	3.56	0.86	0.382
	6年以上	16	3.38	1.09		4年以上	16	3.38	1.09	
第3因子合計得点			24.06	3.02	0.995	23.94			2.90	0.813
			24.06	2.91		24.19			3.04	
尺度全体合計得点			74.89	6.76	0.067	75.50			7.19	0.222
			78.88	5.51		78.19			5.33	

高橋(2011)子どもに働く看護師の子ども権利擁護実践能力尺度

**p*<0.05

プレパレーションが実施されない現状も報告されている(山口, 堀田, 2015)。看護師経験や実習指導経験の浅い看護師は、そのような場面で子どもの権利を擁護するための調整能力をうまく発揮できないと考えられる。そのため、小児看護学実習における処置時のプレパレーション等も、学生と実習指導者がともに必要だと考えていたとしても、調整が難しく実施できないという状況になる可能性があると考えられる。そのような状況になった場

合は、カンファレンスでふり取り等を実施し、どのような看護が必要であったかをふり取り、子どもの権利について深く考察する機会にしていくなどの工夫が必要であると考えられる。子どもの権利について指導するにあたり、実習指導者と子どもの権利擁護に関する教育内容の共有や意図的な実習指導計画により、効果的な学びにつながれると考える。小児看護実習指導経験が4年以上の実習指導者は、「子どもの成長発達を促す」が有意に

高かった。子どもの成長発達を促すことは、小児看護実習指導者経験のほか小児看護の臨床経験も相互に影響していると考えられる。プレパレーションを実践するには、小児の成長発達を適切にアセスメントする能力が必須であるため、おのずと子どもの能力を引き出す関わりをしていると考えられる。また、看護学教育モデル・コア・カリキュラム（文部科学省，2017）の中にも示されているように、小児期は、新生児期から乳幼児期、学童・思春期、さらに青年期に至るまでの目覚ましい成長・発達段階にある人たちを看護していく必要がある。そのことを教員、実習指導者ともに強く意識し、教育することで培われていくのではないかと考える。

2. プレパレーションの実践と教育

実習指導者の約70%が日常的にプレパレーションを実践していた。混合病棟の看護師のプレパレーションの実施状況は約60%弱（宮内，寺井，本庄，2015）であり、それと比較しても高い結果であった。山口，堀田（2015）や小島，泊（2011）も、子どもの権利について常に認識していることがプレパレーションを実施するうえで必要であると述べている。今回、対象となった実習指導者は、プレパレーションを積極的に実施していた。これは、子どもの権利擁護の認識が高かったことが関係しているのではないかと考える。

また、実習指導者は、小児看護学実習指導の中で、意図的にプレパレーションを実践していた。森，岡田（2014）は、実習指導者が、子どもの権利について考えることによって倫理観を重要視した内容を指導していると述べている。今回、研究対象となった実習指導者も同様に、子どもへのプレパレーションを通じて、子どもの権利擁護について指導していると考えられる。実習でプレパレーションを実施した学生は約30%という報告（二宮，2015）がある一方で、今回の結果では、小児看護経験が豊富で実習指導歴も長い指導者においては、学生と意図的にプレパレーションを実施し、プレパレーションを通して、子どもの権利を指導しているという現状が明らかになった。

VI. 結 論

1. 実習指導者は、子どもの権利擁護の認識が高く、プレパレーションの実践も行っていった。
2. 実習指導者は実習指導の中で意図的にプレパレーションを実践し、教育に取り入れていた。
3. 実習指導者経験が長い指導者は、子どもの権利を擁護していない医療スタッフと調整する力が高いが、実習指導経験が短い指導者は調整が難しいことが示唆された。

4. 実際に子どもの権利が擁護されない場面があった場合は、カンファレンス等でふり返り子どもの権利について深く考える機会へとつなげる必要があることが示唆された。

なお、本研究は、滋賀県看護学校協議会の助成を受けて行われ、一部は、第24回EAFONSにて発表した。

文 献

- ・ Benner PE (2001) / 井部俊子 (2005). ベナー看護論新訳版, pp.11-30, 東京:医学書院.
- ・ 浜口恵子, 渡部優子, 三木珠美 (2018). 看護基礎教育におけるプレパレーション教育に関する文献検討. 創価大学看護部紀要, 3, 59-68.
- ・ 小島明日美, 泊祐子 (2011). 子どもの権利を尊重した処置時の看護ケアを促進するための取り組みによる看護師の意識の変化. 日本小児看護学会誌, 20 (2), 57-64.
- ・ 松尾陸 (2011). 職場が生きる人が育つ「経験学習」入門, pp.38-44, 東京:ダイヤモンド社.
- ・ 宮内環, 寺井孝弘, 本庄美香 (2015). 混合病棟で小児看護に関わる看護師のプレパレーションに対する認識と実践の状況. 日本看護倫理学会誌, 7 (1), 11-16.
- ・ 森浩美, 岡田洋子 (2014). 小児看護学実習指導に携わる看護師の看護学生に対する指導内容. 日本小児看護学会誌, 23 (3), 63-69.
- ・ 文部科学省. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム. <http://www.mext.go.jp/component/a-menu/education/detail-icsFiles/afildfile/2017/10/31/1217788-3.pdf>. (2021.2.16 閲覧)
- ・ 二宮恵美 (2015). 小児看護学実習におけるプレパレーションの実施状況. 群馬パース大学紀要, 19, 67-72.
- ・ 日本看護協会編 (1999). 小児看護領域の看護業務基準—小児看護領域で特に留意すべき子どもの権利と必要な看護行為. 東京:日本看護協会出版会.
- ・ 日本小児看護学会編 (2010). 小児看護の日常的な臨床場面での倫理的課題に関する指針. 日本小児看護学会倫理委員会.
- ・ 大森裕子, 岩瀬貴美子, 友田尋子 (2017). 看護系大学におけるプレパレーションに関する教育の現状. 日本小児看護学会誌, 26, 132-137.
- ・ 高橋衣 (2016). 小児看護に携わる看護師の子どもの権利擁護実践に至るプロセス. 日本小児看護学会誌, 25 (2), 8-15.
- ・ 高橋衣, 瀧田浩平 (2019). 子どもに携わる看護師の子どもの権利擁護実践能力尺度の開発. 日本看護倫理学会誌, 11 (1), 30-39.

- ・山口孝子, 堀田法子 (2015). プレパレーションの促進要因と阻害要因における要素の抽出と今後の提言・対策. 日本小児看護学会誌, 24 (3), 18-25.
- ・吉田玲子, 川名るり, 江本リナ, 太田智子, 山内朋子, 筒井真優美 (2014) 日本の看護系大学の小児看護学実習における教員および実習指導者の指導内容. 日本小児看護学会誌, 23 (3), 92-99.